

◆ 都市景観資源の目的と活用状況 1/2

【本制度の目的】

良好な都市景観の形成上の価値を有する建築物等を都市景観資源として登録し、広く市民の方に知ってもらい地域の景観に関心をもってもらうことで、市民の地域への愛着や誇りを醸成し、地域の特性を生かした景観づくりを進めていくことを目的としている。

【登録～活用】

平成19年度の北区・旭区を始まりに、平成29年度末の東住吉区・西成区の登録をもって、市内全24区での登録を完了している。登録が完了した区から、まちあるきイベントの実施等で活用を行っている。



北区（R元：まち歩き）



東住吉区（R2：まち歩き）



西成区（R3：観光マップ：資源記載）